

作成日 2023/06/13  
改訂日

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

製品名 超硬ロータリーバー  
会社名 株式会社MonotaRO  
所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階  
担当者名 商品お問合せ窓口  
電話番号 0120-443-509  
FAX番号 0120-289-888  
推奨用途 金属材料等の切削加工  
使用上の制限 所定の用途以外に使用しないこと  
SDS作成上の留意点 本SDSは、原料および加工で生じる粉塵等についての情報となります。  
整理番号 M230622

### 2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性 急性毒性(経口) 区分4  
急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分1  
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A  
呼吸器感作性 区分1A  
皮膚感作性 区分1A  
発がん性 区分2  
生殖毒性 区分1B  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器)  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(血液系 呼吸器 甲状腺 心臓 生殖器(男性))  
環境有害性 水生環境有害性 短期(急性) 区分2  
水生環境有害性 長期(慢性) 区分2  
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

### GHSラベル要素

#### 絵表示



#### 注意喚起語 危険有害性情報

危険  
H302 飲み込むと有害  
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  
H319 強い眼刺激  
H330 吸入すると生命に危険  
H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ  
H351 発がんのおそれの疑い  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
H370 呼吸器の障害  
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系、呼吸器、甲状腺、心臓、生殖器(男性)の障害  
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

#### 注意書き

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)

#### 安全対策

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)  
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)  
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)  
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

環境への放出を避けること。(P273)  
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)  
 呼吸用保護具を着用すること。(P284)  
 応急措置  
 飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312)  
 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)  
 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)  
 口をすすぐこと。(P330)  
 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P333+P313)  
 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)  
 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。(P342+P311)  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)  
 保管  
 漏出物を回収すること。(P391)  
 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)  
 廃棄  
 施錠して保管すること。(P405)  
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

#### 化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	混合物		CAS番号
			官報公示整理番号 化審法	安衛法	
炭化タングステン	41～97%	不明	(1)-1175	既存	12070-12-1
コバルト	10%	Co	不明	不明	7440-48-4
炭化タンタル	0.0～52%	TaC	(1)-616	既存	12070-06-3
炭化クロム	0.0～5.1%	不明	(1)-127	既存	12012-35-0
クロム	1%	Cr	不明	不明	7440-47-3

### 4. 応急措置

吸入した場合  
肺障害の症状(咳、喘鳴、息切れなど)が現れた場合は、曝露から離れ、医師の診察を受けてください。

眼に入った場合  
炎症が生じた場合は、大量の水で洗い流してください。刺激が続く場合は、医師の診察を受けてください。

摂取した場合  
大量に飲み込んだ場合は、大量の水で希釈し、嘔吐を促し、医師の診察を受けてください。

#### 5. 火災時の措置

超硬合金に火災の危険性はありません。切削で発生した粉塵が発火源に蓄積すると発火する可能性があります。

消火剤  
粉塵火災の場合は、乾燥砂、乾燥ドロマイト、ABCタイプの消火器、または水で消火してください。

消火活動を行う者の保護具  
狭い範囲に限定された粉塵火災の場合は、有毒な粉塵や煙に対して有効な防塵マスク等の呼吸用保護具を使用してください。大規模な火災の場合、消防士は自給式呼吸器を使用する必要があります。

異常な火災や爆発の危険性  
粉塵は、粒子サイズ、分散、強力な発火源という稀な条件下では、火災や爆発の危険を引き起こす可能性があります。ただし、通常の取り扱いでは問題になることはないと考えられます。

#### 6. 漏出時の措置

##### 清掃時の注意事項

掃除機(PEL または TLV を超える浮遊粉塵レベルを防ぐ適切なフィルターを使用)、湿式ダストモップ、または湿式掃除など、粉塵の発生を避ける方法を使用して掃除してください。浮遊粉塵が発生する場合は、粉塵を防止する適切な呼吸用保護具を使用してください。

##### 廃棄時の注意事項

定められた適切な方法によって、産業廃棄物として処理してください。リサイクルすることも可能です。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

##### 取り扱いおよび保管上の注意

切削による粉塵が蓄積しないように、適切な清掃を維持してください。粉塵を吸入したり、粉塵が皮膚に直接触れないようにしてください。

##### その他の注意事項

掃除機(PEL または TLV を超える浮遊粉塵レベルを防ぐ適切なフィルターを使用)、湿式ダストモップ、または湿式掃除など、粉塵の発生を避ける方法で掃除してください。浮遊粉塵が発生する場合は、粉塵を防止する適切な呼吸用保護具を使用してください。取り扱い後、食事や喫煙の前に、よく手を洗ってください。また、皮膚に付着した場合は洗い流してください。粉塵を取り除くために、衣服、布等を叩いたり、振らないでください。粉塵が付着した物を洗うか、掃除機(適切なフィルターを使用)をかけて、粉塵を取り除いてください。粉塵に曝される人は、定期的な健康診断を受けることをお勧めします。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
炭化クロム	未設定	未設定	TWA 0.003 mg/m <sup>3</sup> (I), STEL - (Trivalent chromium compounds, as Cr(III));TWA 0.003 mg/m <sup>3</sup> (I), STEL - (Trivalent chromium compounds, as Cr(III))
クロム	未設定	0.5mg/m <sup>3</sup> (Crとして)	TWA 0.5 mg/m <sup>3</sup> (I), STEL - (Metallic chromium, as Cr(0))
コバルト	0.02mg/m <sup>3</sup> (Coとして)	0.05mg/m <sup>3</sup> (Coとして)	TWA 0.02 mg/m <sup>3</sup> (I), STEL - (as Co)
炭化タンタル	未設定	未設定	未設定
炭化タングステン	未設定	未設定	TWA 3 mg/m <sup>3</sup> (R), STEL -

呼吸器の保護

浮遊粉塵濃度が適切な PEL または TLV を超える場合は、適切な呼吸用保護具を使用してください。

換気

空気中の粉塵への曝露が PEL または TLV を超えないレベルに制限するために、十分な局所排気装置を使用してください。そのような機器が利用できない場合は、適切な呼吸用保護具を使用してください。

保護手袋

適切な保護手袋を使用してください。

眼の保護

サイドシールド付きの保護メガネを使用してください。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態		固体
形状		固体
色		暗灰色
臭い		データなし
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲		データなし
可燃性		データなし
爆発下限界及び爆発上限	下限	データなし
界／可燃限界	上限	データなし
引火点		データなし
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		不溶性
n-オクタノール／水分配係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		データなし
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
その他のデータ		比重 (H2O=1) 11.0～15.5 適切な検査方法:空気サンプル

10. 安定性及び反応性

反応性		情報なし
化学的安定性		安定
危険有害反応可能性		情報なし
避けるべき条件		情報なし
混触危険物質		強酸化剤、酸
危険有害な分解生成物		なし
その他のデータ		危険な重合:発生しない

11. 有害性情報

急性毒性	経口 経皮 吸入	急性毒性推定値が550mg/kgのため区分4とした。 データ不足のため分類できない。 (気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が0.05mg/lのため区分1とした。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 眼区分2B+眼区分2の成分合計が11%のため、区分2Aとした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		区分1Aの成分が10%のため、区分1Aとした。 区分1Aの成分が10%のため、区分1Aとした。 データ不足のため分類できない。 区分2の成分が10%のため、区分2とした。 (生殖毒性) 区分1Bの成分が10%のため、区分1Bとした。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性		
呼吸器感作性		
皮膚感作性		
生殖細胞変異原性		
発がん性		
生殖毒性		

特定標的臓器毒性(単回ばく露)  
特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分1(呼吸器)の成分が10%のため、区分1(呼吸器)とした。  
区分1(血液系)の成分が10%のため、区分1(血液系)とした。  
区分1(呼吸器)の成分が10%のため、区分1(呼吸器)とした。  
区分1(甲状腺)の成分が10%のため、区分1(甲状腺)とした。  
区分1(心臓)の成分が10%のため、区分1(心臓)とした。  
区分1(生殖器(男性))の成分が10%のため、区分1(生殖器(男性))とした。  
動粘性率が不明のため、分類できないとした。

誤えん有害性

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)  
水生環境有害性 長期(慢性)  
生態毒性  
残留性・分解性  
生体蓄積性  
土壤中の移動性  
オゾン層への有害性

(毒性乗率 × 10 × 区分1)+区分2の成分合計が100%のため、区分2とした。  
(毒性乗率 × 10 × 区分1)+区分2の成分合計が100%のため、区分2とした。  
データなし  
データなし  
データなし  
データなし  
データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

国が定める産業廃棄物に関連する法律および地方自治体の定める産業廃棄物に関する条例に従い処理してください。希少金属が含まれるため、リサイクルすることが望ましい。

14. 輸送上の注意

国際規則 該当なし  
国内規則 該当なし

※切削で発生する粉塵を輸送する場合、容器を密封し、荷崩れ等により容器の破損に注意し、漏出ししないようにする。

15. 適用法令

労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、管理第2類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2、5号)  
作業環境評価基準(法第65条の2第1項)  
危険物・発火性の物(施行令別表第1第2号)  
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

クロム及びその化合物(政令番号:142)(1%-10%)

コバルト及びその化合物(政令番号:172)(1%-10%)

特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)  
特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)  
特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第2項)  
非該当  
第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

毒物及び劇物取締法  
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

	クロム及び三価クロム化合物(クロムとして)(管理番号:87)(5.4%) コバルト及びその化合物(コバルトとして)(管理番号:132)(10%)
消防法	非危険物
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 生活環境汚染項目(法第2条、施行令第3条、排水基準を定める省令第1条別表第2)
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の2項
道路法	輸出貿易管理令別表第1の16の項 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) 感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)
16. その他の情報 参考文献	製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。
その他	危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。